

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	上秋月・秋月 (田代、山見、仁鳥、日向石、長谷、松丸、下半区1、下半区2、上半区1、上半区2、下戸河内、江川、上野鳥、下野鳥、今泉、新富、石原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・鳥獣(イノシシ、鹿)による被害が多い。鹿などは道から入ってくるが、獣害対策が道にはできない。
- ・獣害対策のために草刈りなどをする必要があるが、重労働。そのため、作るよりも買った方が良いと思っている人もいる。
- ・機械の大型化ができなくなるため、狭い土地ではなく、基盤整備された大きい土地でやっていく。
- ・普通作の規模拡大が難しい。
- ・高齢化で担い手がいいため、10年後も現状維持することができない。5年後にはもっと農地を手放したいという人が増える。
- ・後継者がいても50、60代の人なので、10年以上先のことを考えると、担い手がいなくなる。
- ・定年が延長されたことで、定年後の就農が難しくなった。
- ・機械が壊れたら辞めるという人が多い。兼業農家が普通作をしても経営が成り立たない。
- ・農地の段差が多く、畔をなくして区画を大きくしようとしても、段差が高いのでできない。
- ・水が足りず、水稲が作れないため大豆を作っているところもある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・観光農園や貸し農園を活用した地域おこしを行う。
- ・地権者の会議を行い、手放したい農地のマッチングを促進する。
- ・認定農業者等の担い手以外の人も交えた地区の話し合いを行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	377 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	177 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地権者と協議を行い、担い手(認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織、その他地域で今後の農地を担っていく者と位置付ける人)に集約を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・中間管理機構を活用して、担い手への農地の集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地権者の意向を踏まえながら協議を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地権者を含めた集落全体で担い手の確保の協議を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・上秋月生産組合に継続して作業の委託を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・獣害被害が多いため、効率的な対策を検討する。